

障がい福祉サービスのオンライン申請方法

2026年3月31日より精神福祉サービスに関するオンライン申請の受付を開始いたします。（所要時間は5分程です）

申請の流れ

申請前の注意事項

障害年金でのみ本オンライン申請の利用が可能です。
診断書では本オンライン申請は利用できません。

申請前に準備するもの

・本人確認書類【マイナンバーカード、運転免許証等】
・手帳貼付用写真【本人とわかるもの、脱帽、上半身、正面の写真（白黒可）、1年以内にとられた写真】

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

[新規登録またはログインして申請](#)

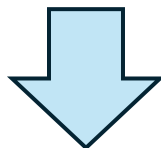
または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

[アカウント登録せずにメールで申請](#)

「新規登録またはログインして申請」をクリックして申請を開始してください。
※「アカウント登録せずにメールで申請」の場合、申請の一時保存や再申請時に過去の申請をコピーして申請することができません



Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとしてします。

[Googleでログイン](#)

[LINEでログイン](#)

[メールアドレスでログイン](#)

[ログイン方法について教えてください](#)

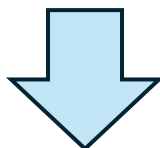
[GPIZIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)

Grafferアカウント規約、プライバシーポリシーをお読みのうえ
Googleアカウント、LINEアカウント、メールアドレスでログインのいずれかを選択してログインしてください。
※ログイン方法の詳細は「ログイン方法について教えてください」のリンクからご確認ください。



次ページへ

申請の流れ

松江市の「精神障がい者保健福祉手帳申請書_新規1.1」のオンライン申請ページです。

申請前の注意事項

障害年金でのみ本オンライン申請の利用が可能です。
診断書では本オンライン申請は利用できません。

申請前に準備するもの

・本人確認書類【マイナンバーカード、運転免許証等】
・手帳貼付用写真【本人とわかるもの、脱帽、上半身、正面の写真（白黒可）、1年以内にとられた写真】

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する

申請に進む

利用規約をお読みのうえ「利用規約に同意する」にチェックして「申請に進む」をクリックする。



精神障がい者保健福祉手帳申請書_新規1.1

入力状況 50%

入力フォーム

申請者情報

申請同意

診断書では申請できません。障害年金等の写しで申請してください

同意する

申請者区分

精神障がい者本人が18歳未満の場合選択してください

18歳未満

18歳以上

入力フォームより申請情報を入力してください。



添付書類

年金証書等の写し

ファイルを選択...

障害年金の障害等級

級

障害年金の支給機関

選択してください

同意書

精神障害者保健福祉手帳の交付審査に際し、息掛が年金事務所又は各共済組合等へ障害の等級、障害の種類、具体的障害名を照会することへの同意

同意する

情報秘匿の希望の有無

個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地にかかるとる情報（所在の都道府県名または市町村名）を秘匿することが可能です

入力フォームより添付書類をアップロードしてください。

●添付書類はPDF形式に変換して添付、またはスマートフォン等で撮影して添付
(データは1つのファイルにつき5メガバイトが上限)
(画像ファイルの拡張子はpng, jpg, jpeg, pdfのみ許容)

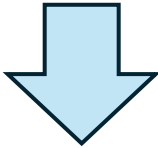


次ページへ

申請の流れ

この内容で申請する

申請内容をご確認いただき、「この内容で申請する」を押して申請を提出してください。



申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら\(申請詳細\)](#)からご確認ください。

*メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

申請完了をお知らせする通知がメールアドレスに届きます。

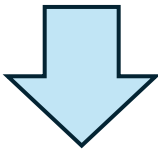
このメール（自動配信）は障がい者福祉課での受付が完了した旨のメールになります。

（対応ステータスは「未処理」）

※注意：この時点では申込を受取っただけで申込完了はしていません

障がい者福祉課側の確認の流れ

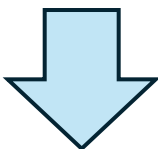
障がい者福祉課は申込内容や添付書類を確認します。
（対応ステータスは「処理中」）



不備がある場合は、障がい者福祉課より電話連絡またはメールで不備の内容について確認します。添付書類等不備で再提出が必要な場合、差し戻しメールを送付します。（対応ステータスは「差し戻し」）

※ログインして申請を行った方は一度申請した内容をコピーして再申請を行うことができます。

※メールを認証して申請を行った方は一度申請した内容をコピーして再申請を行うことができません。初めからからスマート申請で再度入力して申請を行うか、窓口までお越しいただき添付書類等を提出してください。



不備がない場合は、申込完了のメールを送信します（対応ステータスが「完了」）